

防衛省訓令第79号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年
防衛施設庁告示第9号）を実施するため、防衛施設周辺
補償事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛施設周辺補償事業補助金交付要綱

改正 令和2年12月28日防衛省訓令第67号

改正 令和5年 3月31日防衛省訓令第22号

（通則）

第1条 自衛隊の施設並びに条約に基づき日本国にある
外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する
施設及び区域（以下「施設等」という。）の周辺にお
いて地元関係者の民生安定のために地方公共団体、法
人又は個人（以下「地方公共団体等」という。）が行
う事業（以下「周辺補償事業」という。）に対する補
助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（補助金の交付）

第2条 地方防衛局長及び東海防衛支局長は、周辺補償事業の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において別表に定める補助の方法により地方公共団体等に補助金を交付するものとする。

（周辺補償事業の種類）

第3条 周辺補償事業の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）条件道路事業 駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺における次に掲げる道路の新設又は改良事業

ア 駻留軍が演習行動、演習物資の運送等のために使用する道路

イ 駐留軍の使用に供する施設及び区域の提供
又は使用条件の変更に関する連絡して地方公共団体
からそれらの条件として新設又は改良を要求
される道路

(2) 飲料水施設設置事業 施設等の周辺において
地元関係者が慣行により使用している飲料水及
び雑用水が施設等の使用により汚濁し、又は水
量が減少し、その使用が不能となり、若しくは
その使用に不便を来たした場合又はそれらのおそ
れのある場合において、これらの救済のために
必要な飲料水施設の設置事業

(3) 防護施設設置事業 施設等の使用に伴いその
周辺にある交通機関に危険を及ぼすおそれのある
場合において、その機関の安全のために必要
な防護施設の設置事業

(4) 汚水処理施設設置事業 施設等から流出する
汚水により周辺住民に被害（日本国に駐留する
アメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の

補償に関する法律（昭和28年法律第246号）第1条第1項に規定する損失を除く。次号において同じ。）が生じた場合又はそのおそれのある場合において、これらの防止のために必要な汚水処理施設の設置事業

（5）用排水施設設置事業 施設等に起因して洪水、用水不足等により周辺住民に被害が生じた場合又はそのおそれのある場合において、これらの防止のために必要な用排水施設の設置事業

（6）その他防衛大臣が必要と認める事業
(補助金の対象となる範囲)

第4条 第2条に規定する経費は、次の各号に掲げる経費とする。

（1）全体計画調査費 周辺補償事業についての全体計画を作成するために必要な経費
（2）工事費 周辺補償事業としての工事（以下「工事」という。）に必要な本工事費（直接工事費、間接工事費及び一般管理費等をいう。）、

附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費

(3) 実施設計費 工事の設計図書（工事の施工に必要な図面及び仕様書をいう。以下同じ。）を作成するために必要な経費

(4) 地方事務費 工事の実施又は地方公共団体が当該地方公共団体以外の者に工事に要する経費を補助する場合（第10条において「間接補助の場合」という。）の当該補助に附帯して必要な事務費

（補助金の額）

第5条 工事費に対する補助金の額は、別表に掲げる補助率を工事費に乗じて得た額の範囲内の額とする。ただし、防衛大臣が、必要と認める場合には、その都度定める額とする。

2 地方事務費に対する補助金の額は、別表に掲げる補助率を地方事務費に乗じて得た額とする。この場合に

において、地方事務費の額は、工事費の5パーセントを超えてはならない。

3 全体計画調査費及び実施設計費に対する補助金の額は、別表に掲げる補助率を全体計画調査費及び実施設計費に乗じて得た額とする。

(補助金等交付申請書の様式等)

第6条 交付規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第2号様式）とし、同項に規定する添付書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 別記第3号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第4号様式）による事業の内容及び経費の配分書

(2) 別記第5号様式による収支予算書

(軽微な変更)

第7条 交付規則第4条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更とする。

(1) 事業の経費の配分の変更のうち次に掲げる経費の流用による変更で、流用先の経費（工事費については、各種別経費（本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、施設及び機械器具費、各種工事負担金並びに工事雑費をいう。以下同じ。））の増加額の変更前の当該経費に100分の20を乗じて得た額（当該額が20万円未満である場合は20万円）を超えないもの

ア 工事費の各種別経費相互間の流用。ただし、工事雑費への流用を除く。

イ 工事雑費又は地方事務費から実施設計費への流用

ウ 実施設計費から工事費（工事雑費を除く。）への流用

エ 地方事務費から工事費への流用

(2) 事業の内容の変更のうち、次に掲げる変更以外の変更

ア 補助事業についての全体計画又は設計図書

の作成に必要な調査の種類又は方法の変更

イ 工事施工場所又は構造物の規模若しくは基

本構造の変更。ただし、誤測又は違算による

わずかな変更を除く。

ウ 建築設備機器（建築設備（建築基準法（昭

和25年法律第201号）第2条第3号に規定

する建築設備をいう。）の部分となって用

いられる機械又は器具のうち重要な機械又は

器具をいう。）の品目、規格、型式又は数量

の変更

エ 建物の主要構造部（建築基準法第2条第5

号に規定する主要構造部をいう。）、工法又

は仕上材料の変更

オ 施設及び機械器具費に係る仮設物の数量又

は1基当たり50万円を超える機械器具の品

目、規格、型式若しくは数量の変更

カ 本工事費若しくは附帯工事費の算定の基礎

となる工種ごとの額又は測量及び試験費、用地費及び補償費若しくは施設及び機械器具費の算定の基礎となる区分ごとの額の変更（当該変更に係る額が、当該工種又は区分の変更前の額に 100 分の 20 を乗じて得た額（当該額が 200 万円を超える場合は 200 万円）を超えるものに限る。）を伴う補助事業の内容の変更

キ 補助事業の完了予定期日の 1 月以上の延期又は当該期日の属する年度の翌年度にわたる延期

（補助事業等計画変更承認申請書の様式）

第 8 条 交付規則第 4 条第 1 項第 1 号に規定する補助事業等計画変更承認申請書の様式は、別記第 6 号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第 7 号様式）とする。

（遂行困難な場合の報告）

第 9 条 交付規則第 4 条第 1 項第 3 号の規定による報告

は、補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を提出することにより行うものとする。

(状況報告)

第10条 交付規則第6条の報告書の様式及び提出時期は、次のとおりとする。

報告書の種類	報告書の様式	提出時期
補助事業等着手報告書	別記第8号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第9号様式）	補助事業の着手後7日（補助の方法が間接補助の場合にあっては14日）以内
補助事業等遂行状況報告書	別記第10号様式（国庫債務負担行為に	補助事業の着手後毎会計年

係る事業の場合にあ っては、別記第 1 1 号様式)	度 1 2 月 3 1 日現在の遂行 状況を翌月 1 4 日（補助の 方式が間接補 助場合にあつ ては、翌月 2 1 日）まで
----------------------------------	--

2 次の各号に掲げる場合には、補助事業等遂行状況報告書の提出は要しない。ただし、補助事業に着手した年度の次年度以降は除く。

- (1) 補助事業の着手後 3 月以内に補助事業が完了する場合
- (2) 補助事業の着手後 1 月以内に 1 2 月 3 1 日になる場合
(補助事業等実績報告書の様式等)

第 1 1 条 交付規則第 7 条に規定する補助事業等実績報

告書の様式及び同条に規定する添付書類は、次の表の区分に応じ、同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等実績報 告書の様式	添 付 書 類
補助事業が完了した場合（ 補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）	別記第12号様式 (国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第13号様式)	別記第14号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第15号様式）による収支精算書
		別記第16号様式による完了検査等調書

告書の様式及び同条に規定する添付書類は、次の表の区分に応じ、同表に定めるところによる。

区 分	補助事業等実績報 告書の様式	添 付 書 類
補助事業が完了した場合（ 補助事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）	別記第12号様式 (国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第13号様式)	別記第14号様式（国庫債務負担行為に係る事業の場合にあっては、別記第15号様式）による収支精算書
		別記第16号様式による完了検査等調書

		完了設計書
会計年度内に 当該交付決定 の対象となっ た補助事業が 完了しない場 合	別記第17号様式 (国庫債務負担行 為に係る事業の場 合にあっては、別 記第18号様式)	別記第19号様 式による年度末 収支状況調書 出来高工程表

(委任規定)

第12条 この訓令の実施に関し必要な事項は、地方協力局長が定める。

附 則

この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日防衛省訓令第67号）（抄）

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) ・ (2) (略)

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和5年3月31日防衛省訓令第22号
）

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類は、この訓令による改

正後の様式によるものとみなす。

別表（第2条、第5条関係）

補助対象工事等の区分	経費の種類	補助率 %	補助の方法
1 条件道路事業に係る道路工事	(1) 道路の新設及び改良工事（舗装工事を除く。）に要する経費	100	直接補助
	(2) 道路の舗装工事に要する経費	75	直接補助
2 飲料水施設設置事業に係る飲料水施設設置工事	飲料水施設の設置工事に要する経費	85	直接補助又は間接補助
3 防護施設設置事業に係る防護施設設置工事	交通機関を防護するための施設の設置工事に要する経費	100	直接補助
4 汚水処理施設設置事業に係る汚水処理施設設置工事	浄水施設、下水道、汚物処理の施設等の設置工事に要する経費	100	直接補助
5 用排水施設設置事業に係る用排水施設設置工事	用排水路の新設又は改良工事に要する経費	100	直接補助
6 防衛大臣が必要と認める事業に係る工事	防衛大臣が必要と認める工事に要する経費	その都度定める率	直接補助又は間接補助
7 地方公共団体等が周辺補償事業を行うために必要な事務	事務に要する経費	各事業の事務ごとに当該事務に係る工事についてこの表に定める補助率	
8 地方公共団体が周辺補償事業を行うために必要な全体計画調査及び設計委託	全体計画調査及び設計委託に要する経費	100	直接補助

別記第1号様式（第6条関係）

補 助 金 等 交 付 申 請 書

文 書 番 号

令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

申請者 住 所
氏 名

令和 年度において、下記のとおり
を実施したいので、防衛施
設周辺補償事業補助金交付要綱により補助金の交付を申請する。

記

- 1 事 業 の 目 的 :
- 2 補 助 金 等 交 付 申 請 額 : 円
- 3 事 業 の 内 容 及 び 経 費 配 分 : 事業の内容及び経費配分書に記載のとおり
- 4 事 業 実 施 予 定 期 間 : 令 和 年 月 日 から 令 和 年 月 日 ま で
- 5 収 支 予 算 : 収支予算書に記載のとおり
- 6 間 接 補 助 事 業 者 :

添付書類： 1 事業の内容及び経費配分書

2 収支予算書

注： 間接補助事業者は、補助事業者が間接補助の方法により補助事業を行う場合
に記載し、補助事業者の補助金の交付に関する規則等を添付すること。

別記第2号様式（第6条関係）

補助金等交付申請書

文 書 番 号

令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

申請者 住 所
氏 名

令和 年度において、下記のとおり を実施したいので、防衛施設周辺補償事業補助金交付要綱により国庫債務負担行為に係る事業として補助金の交付を申請する。

記

添付書類：1 事業の内容及び経費配分書
2 収支予算書

注：1 間接補助事業者は、補助事業者が間接補助の方法により補助事業を行う場合に記載し、補助事業者の補助金の交付に関する規則等を添付すること。

2 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

別記第3号様式（第6条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

施工場所	工種・品目・調査の種類等	構造・工法・規格・型式・調査の方法等	事業量 又は 数量	経費の配分			国庫補助割合	経費負担の内訳					備考
				経費の区分	工事費の区分	事業費		国庫補助金	都道府県費	市町村費	その他	計	
						円		円	円	円	円	円	

注： 経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。

別記第4号様式（第6条関係）

事業の内容及び経費配分書

事業の名称：

施工場所	工種・品目・調査の種類等	構造・工法・規格・型式・調査の方法等	事業量 又は 数量	経費の配分			国庫補助割合	経費負担の内訳						備考		
				経費の区分	工事費の区分	事業費		国庫補助金		都道府県費	市町村費	その他	計			
								年割額	令和年度							
						円		円	円	円	円	円	円			

注：1 経費の算出基礎となった書類（設計図書等）を添付すること。

2 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第5号様式（第6条関係）

収支予算書

事業の名称：

1 収入の部

費目	予算額	内訳	備考
	円	円	

2 支出の部

費目	予算額	内訳	備考
	円	円	

3 補助事業者の予算議決（又は議決予定）年月日：令和 年 月 日

注： 収支予算には、国庫補助金以外の財源も併せて記載すること。

別記第6号様式（第8条関係）

補助事業等計画変更承認申請書
(周辺補償事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更
したいので、関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、補助金等交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付さ
れた書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、補助事業等の
計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書類に
あっては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対照できるよう
所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとす
る。

別記第7号様式（第8条関係）

補助事業等計画変更承認申請書
(周辺補償事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった
の実施について、別紙理由書に記載した理由により事業の内容及び経費の配分を変更したいので、関係書類を添えて申請する。

注： 関係書類は、補助金等交付申請書又は補助事業等計画変更承認申請書に添付された書類並びに当該書類に添付された書類及び図面の各葉のうち、補助事業等の計画の変更に伴い変更を必要とする事項が記入されている各葉について、書類にあっては変更前と変更後の補助事業等の計画の相違を容易に比較対照できるよう所要の修正を加えたものとし、図面にあっては変更後の内容を明示したものとする。

別記第8号様式（第10条関係）

補 助 事 業 等 着 手 報 告 書
(周辺補償事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日：令和 年 月 日

3 完了予定年月日：令和 年 月 日

4 契約の結果生じた補助金の額の剩余额： 円

注：1 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。

2 補助の対象事業の施工主体が地方公共団体以外の者である場合は、契約等の
方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約（随意契約による理由））、
入札金額、落札金額を記載した適当な様式の書類を添付すること。

別記第9号様式（第10条関係）

補助事業等着手報告書
(周辺補償事業)

文書番号
令和年月日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住所 所
氏名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった
について着手したので、下記のとおり報告する。

記

1 契約の状況等

(1) 設計金額： 円

(2) 契約額： 円

2 着手年月日：令和 年 月 日

3 完了予定年月日：令和 年 月 日

4 契約の結果生じた補助金の額の剩余额： 円

注：1 2件以上の契約を締結する場合は、記中1の事項を契約ごとに記載すること。
2 補助の対象事業の施工主体が地方公共団体以外の者である場合は、契約等の方式（一般競争入札、指名競争入札、随意契約（随意契約による理由）、入札金額、落札金額を記載した適当な様式の書類を添付すること。

別記第10号様式（第10条関係）

補助事業等遂行状況報告書
(周辺補償事業)

文書番号
令和年月日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
について、令和 年 月 現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 出来高の状況

経費の区分 及び工事費 の区分	工種・品目 ・調査の種 類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100 \right) \%$	補助金 の交付 済額	備考
		事業 量又 は數 量	事業費 (A)	事業 量又 は數 量	事業費 (B)			
			円		円	%	円	

注： 地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要がない。

別記第11号様式（第10条関係）

補助事業等遂行状況報告書
(周辺補償事業)

文書番号
令和 年月日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住所 所
氏名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった
について、令和 年 月
日現在の遂行状況を下記のとおり報告する。

記

1 収支の状況

(1) 収入の部

費目	予算額	収入済額	収入未済額	備考
	円	円	円	

(2) 支出の部

費目	予算額	支出済額	支出未済額	備考
	円	円	円	

2 出来高の状況

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・調査の種類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100 \right)$	補助金の交付済額		備考		
							年割額				
		事業量又は数量	(A)	事業費は数	(B)		令和年度	令和年度			
		円		円		%	円	円			

- 注： 1 地方事務費及び工事雑費に関する出来高の状況は、記載の必要がない。
 2 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第12号様式（第10条関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書
(周辺補償事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事 業 所 要 額： 円
2 補助金交付決定額： 円
3 収 支 精 算： 収支精算書に記載のとおり
4 事 業 実 施 期 間： 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
5 事 業 の 内 容 及 び 成 果

経費の区分 分及び工事費の区分	工種・品目 ・調査の種類等	交 付 決 定		実 績		差引増△減額 (A) - (B) 比 較	備 考
		事 業 量 又は 数 量	事 業 費 (A)	事 業 量 又は 数 量	事 業 費 (B)		
			円		円	円	

- 6 事 業 の 成 績： 完了検査等調書に記載のとおり

- 添付書類： 1 収支精算書
2 完了検査等調書
3 完了設計書

別記第13号様式（第11条関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書
(周辺補償事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった を実施したので、下記のとおり報告する。

記

- 1 事 業 所 要 額： 円
2 補助金交付決定額：
　　〔 国庫債務負担年割額 令和 年度 円
　　　　　　　　　　　　令和 年度 円 〕
3 収 支 精 算：収支精算書に記載のとおり
4 事 業 実 施 期 間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
5 事 業 の 内 容 及 び 成 果

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目 ・調査の種類等	交 付 決 定		実 績		差引増△減額 (A) - (B) 比 較	備 考
		事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (A)	事 業 量 又 は 数 量	事 業 費 (B)		
			円		円	円	

- 6 事 業 の 成 績：完了検査等調書に記載のとおり

- 添付書類：1 収支精算書
2 完了検査等調書
3 完了設計書

注： 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額の区分について適宜追加すること。

別記第14号様式（第11条関係）

収支精算書

事業の名称：

1 収入の部

費目	予算額	精算額	差引増△減	備考
	円	円	円	

2 支出の部

費目	予算額	精算額	差引増△減	備考
	円	円	円	

3 国庫補助金精算

費目	補助金交付 決定期額	精算事業 費総額	国庫補助 割合	国庫補助 金精算額	概算払受 領総額	差引国庫補 助金未受領 (返還)額	備考
	円	円		円	円	円	

別記第15号様式（第11条関係）

収支精算書

事業の名称：

1 収入の部

費目	予算額	精算額	差引増△減	備考
	円	円	円	

2 支出の部

費目	予算額	精算額	差引増△減	備考
	円	円	円	

3 国庫補助金精算

費目	補助金交付決定額	精算事業費総額	国庫補助割合	国庫補助金精算額		概算払受領額	差引国庫補助金未受領額(返還)	備考			
				年割額							
				令和 年度	令和 年度						
	円	円		円	円	円	円				

注： 国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、年割額の区分について適宜追加すること。

別記第16号様式（第11条関係）

完了検査等調書

事業の名称：

1 完了検査調書

- (1) 完了年月日：令和 年 月 日
(2) 完了検査年月日：令和 年 月 日

2 備品等調書

品名	規格	数量	購入単価	購入金額	購入年月日	耐用年数	継続使用希望の有無	備考
			円	円				

別記第17号様式（第11条関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書
(周辺補償事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金交付決定の通知があった
の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事業所要額： 円
- 2 補助金交付決定額： 円
- 3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
- 4 事業実施期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 5 事業の内容及び年度末の出来高

経費の区分 分及び工事費の区分	工種・品目 ・調査の種類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100 \right)$	国庫補助金の交付済額	備考
		事業量 又は数量	事業費 (A)	事業量 又は数量	事業費 (B)			
			円		円	%	円	

- 添付書類： 1 年度末収支状況調書
2 出来高工程表

別記第18号様式（第11条関係）

補 助 事 業 等 実 績 報 告 書
(周辺補償事業)

文 書 番 号
令和 年 月 日

防衛局長 殿
東海防衛支局長

補助事業者 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で国庫債務負担行為に係る事業として補助金交付決定の通知があった
の令和 年度における実績について、下記のとおり報告する。

記

- 1 事 業 所 要 額： 円
2 補助金交付決定額：
　　〔 国庫債務負担年割額 令和 年度 円
　　　　　　　　　　　　令和 年度 円 〕
3 年度末の収支の状況：年度末収支状況調書に記載のとおり
4 事 業 実 施 期 間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
5 事 業 の 内 容 及 び 年 度 末 の 出 来 高

経費の区分及び工事費の区分	工種・品目・種類等	交付決定		出来高		進捗率 $\left(\frac{(B)}{(A)} \times 100 \right) \%$	国庫補助金の交付済額		備考
		事業量	事業費	事業量	事業費		年割額	令和 年度	
		又は数量	(A)	又は数量	(B)		円	円	
			円		円	%	円	円	

添付書類：1 年度末収支状況調書

2 出来高工程表

注：国庫債務負担行為に係る事業が3か年以上にわたる場合には、国庫債務負担年割額及び年割額の区分について適宜追加すること。

別記第19号様式（第11条関係）

年 度 末 収 支 状 況 調 書

事業の名称：

1 収入の部

費 目	予 算 額	収 入 溝 額	収 入 未 溝 額	備 考
	円	円	円	

2 支出の部

費 目	予 算 額	支 出 溝 額	支 出 未 溝 額	備 考
	円	円	円	